

(仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	(仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る意見交換会	
開催日時	令和6年8月6日(火)午後7時から午後8時まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎4階大会議室	
参加者数	3人	
担当課	総務部行政総務課	
結果公開日	令和6年8月 19 日(月)	
会議の経過	1 開会 2 (仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に向けた考え方について説明 3 意見交換 4 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	歴史的に重要かどうかの判断は妥当に行うことができるのか。	附属機関を設置し、附属機関の意見を取り入れた選別基準を作り、基準に沿って判断を行う予定です。
2	公文書管理法で保存期間満了後に廃棄をする場合は、内閣総理大臣の同意が必要となっているが、厚木市の条例ではどのような運用か。	附属機関を設置し、附属機関で審査をした後に廃棄をする予定です。
3	特定歴史公文書等をどのように管理し、利用できるようにするのか。	管理については、目録を作成し、公表をする予定です。利用については、原則、利用請求をしていただき、公開、一部公開等の決定を行い、利用をしていただきます。

4	特定歴史公文書等を保存する箱はどのような段ボールなのか。	現在保存している箱については、サイズや厚さを特注している段ボールになります。今後、特定歴史公文書等を保存する箱については、他市等の例を踏まえて研究してまいります。
5	担当職員ではない第三者の視点で歴史的に重要か否かという判断はするのか。	附属機関を設置し、専門家の視点を踏まえて判断をする仕組みを検討しております。
6	附属機関の委員が廃棄を判断する資料は、職員のフィルターがかかっているものではないか。	附属機関の審査は、職員が【廃棄】と判断をした文書を対象とする予定です。職員が【廃棄】とした文書でも、附属機関が特定歴史公文書等とすべきと判断した場合は、廃棄されずに保存されるものと考えております。
7	公文書管理法が平成 23 年施行されて、本条例の制定はなぜこのタイミングなのか。	本市で取り組んでまいりました公文書の適正管理を、どのように高めることができるのかといった視点で、近年、公文書管理に関して条例化を進めている自治体の条例について研究を進めてまいりました。市政施行 70 年の歴史を積み重ねてきた本市の歴史的価値のある行政文書を条例でしっかり保存・管理し、時には、新しい施策や事業のための参考資料として有効活用を図ること、こうしたことが目指すべき姿であるとの結論に至り、条例制定をすることとなりました。
8	本条例は公文書管理法を受けて制定される。制定後、現在の厚木市行政文書取扱規程はどのように位置付けられるのか。また、本条例の制定に伴って規程は改定等されるのか。	厚木市行政文書取扱規程等については、今後も運用の詳細を定めてまいりますので、本条例制定に伴って必要な箇所について改正を行う予定です。
9	新設される附属機関が歴史的な文書かどうか適切に選別できるのか。	附属機関に公文書管理に詳しい専門家が入ることで、適切な選別を担保できるものと考えております。
10	現在の規程でさえ大変な業務量だが、さらに条例に関わる業務が追加される。職員への負担が大きくなるのではないのか。また、適切な管理がなされるのか。	職員に過度の負担とならないよう分かりやすく、効率的な管理方法を研究するとともに、全員が適切な管理を行うことができるよう、職員研修等に努めてまいります。